平成２１年（フ）第１２３号
山口県岩国市錦見３丁目21番11号
債務者　谷　　博子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１２５号
山口県岩国市本郷町本郷1698番地１
債務者　山内登美子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第９０号
福岡県直方市大字感田1984番地15、前住所北九州市八幡西区西鳴水２丁目８番28―213号
債務者　竹井　邦昭
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第９１号
福岡県直方市大字感田1984番地15、前住所北九州市八幡西区西鳴水２丁目８番28―213号
債務者　竹井　春美
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１０４号
福岡県直方市大字感田2494番地７
債務者　植野　康代（旧姓川嶋）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第５５３号
大分県別府市大字鶴見244番地の４　国崎アパート202号
債務者　西山しのぶ
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５５４号
大分県別府市大字鶴見244番地の４　国崎アパート106号
債務者　相場千咲子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５５８号
大分市大字皆春1612番地の１ヴェルディ皆春壱番館1010
債務者　黒木　博文
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５６２号
大分県豊後大野市千歳町柴山1410番地
債務者　赤嶺　　忠
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５６４号
大分県別府市石垣東６丁目６番15―202号　高崎ビル
債務者　国本　　貢
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５９２号
大分市三川下１丁目２番７号ベル三川202
債務者　赤嶺　美江
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３１４号
宮崎市江平町１丁目１番地５
債務者　藤澤　雅幸
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６５号
秋田県にかほ市平沢字深谷地91番地17
破産者　金子　秀美
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第６２号
福岡県春日市須玖北６丁目55番地
破産者　富田　力生
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６８号
福岡市東区土井１―７―22、住民票上の住所大分市舞鶴町１丁目２番19―404号
破産者　塩塚　英敏
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６７５号
福岡市博多区空港前３丁目４番６―103号
破産者　廣デザインこと　馬場　廣喜
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第６９０号
新潟県東蒲原郡阿賀町平堀1243番地１、開始決定時の住所新潟県東蒲原郡阿賀町豊川甲314番地１
破産者　染谷　利雄
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６４４号
静岡県伊豆市修善寺3357番地
破産者　大石　　尚
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係